

都市建設委員会関係組織改正（令和8年4月1日）

1. 都市整備部

改正前（令和7年度）		改正後（令和8年度）	
凡例	廃止 変更	変更 新設	
住宅政策課 <ul style="list-style-type: none"> 住宅政策推進係 住宅運営係 建築紛争相談係 住宅整備計画担当係長 		住宅政策課 <ul style="list-style-type: none"> 住宅政策推進係 マンション政策係 住宅運営係 建築紛争相談係 住宅整備計画担当係長 	

【改正理由】

① 住宅政策課にマンション政策係を新設

今年度の法改正を受けてマンション建替件数等の増加が見込まれ、より高度な判断が求められることから、専門性を高めた組織として体制を強化するため、「マンション政策係」を新設する。

2. まちづくり推進室

改正前（令和7年度）		改正後（令和8年度）	
凡例	廃止 変更	変更 新設	
まちづくり調整課 <ul style="list-style-type: none"> 調整・不燃化まちづくり係 大山まちづくり第一係 大山まちづくり第二係 調整担当係長 		まちづくり調整課 <ul style="list-style-type: none"> 調整・不燃化まちづくり係 大山まちづくり係 調整担当係長 	

【改正理由】

① まちづくり調整課 大山まちづくり第二係を廃止

② まちづくり調整課 大山まちづくり第一係から大山まちづくり係へ変更

大山まちづくりにおけるクロスポイント再開発事業が一定の収束を迎え、大山まちづくり第二係の業務スパンが小さくなっていることから、同係を廃止し、大山まちづくり第一係を「大山まちづくり係」に変更する。